

ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の改定について

1 計画の概要

(1) 策定の目的

本計画は、幼児教育・保育施設、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取り組み「藤枝型待機児童ゼロ作戦」、「藤枝型放課後児童クラブ待機児童ゼロ作戦」を総合的かつ計画的に実行する計画であり、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るとともに、子ども達の健やかな成長のための環境と子どもにとっての最善の利益が実現される社会の実現を目指す。

【根拠法令】 子ども・子育て支援法第61条第1項

(2) プランで定めるべき基本的事項

①幼児教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

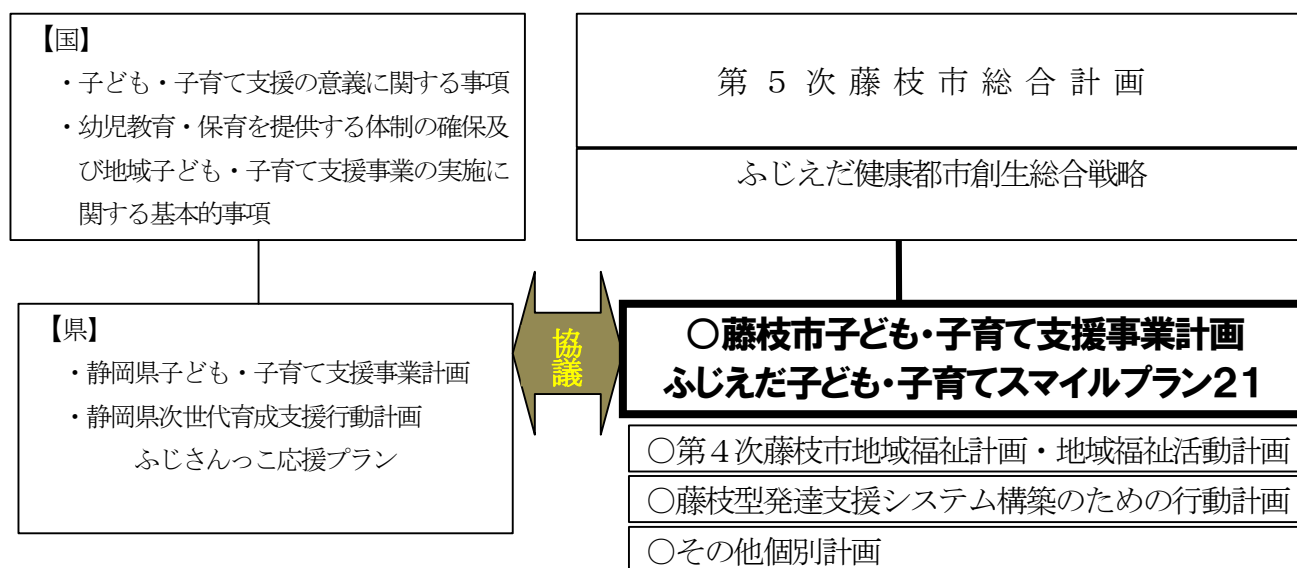
②地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ等）の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【根拠法令】 子ども・子育て支援法第61条第2項

(3) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年

(4) 計画の位置付け



2 計画改定の考え方

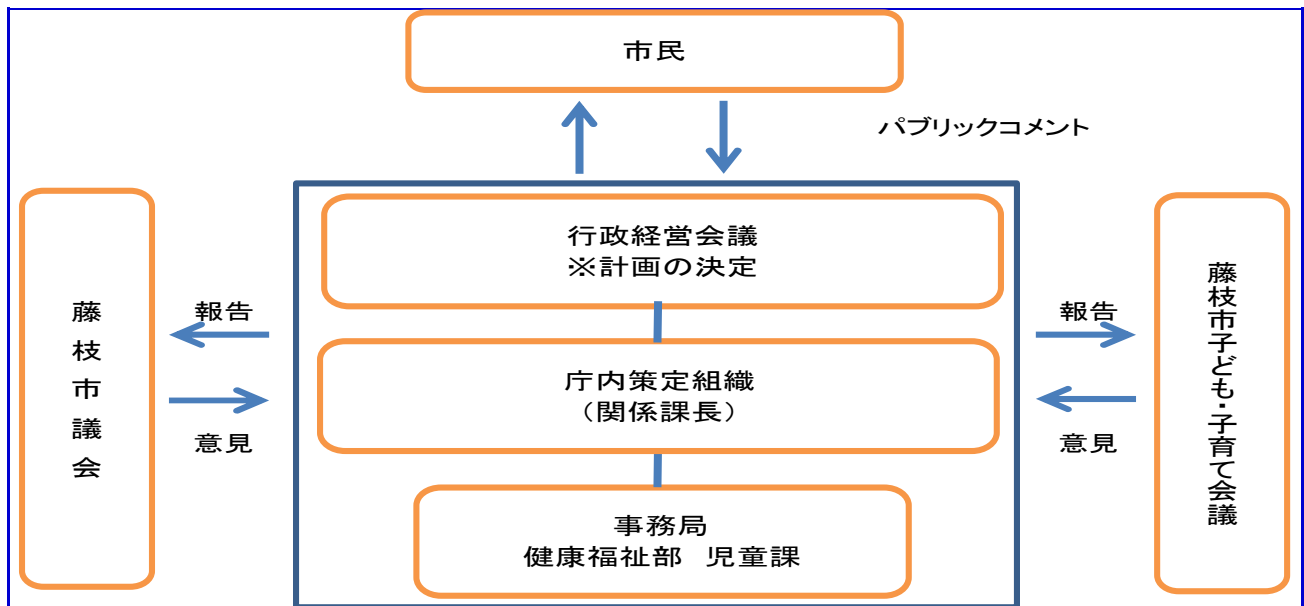
国の幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の整備等に関する基本的な指針に基づき、現行の計画期間の中間年である平成29年度において、国の「中間年の見直しのための考え方」に即して、保育所待機児童解消に向けた整備計画、放課後児童クラブの整備計画等の子ども・子育てに関する事業計画について、市民ニーズと乖離している部分等を改め、実態に即した計画へと改定することで、すべての子ども達が健やかに育ち、子育てしやすいまちとして「選ばれるまちふじえだ」を目指す。

3 計画期間

平成30年度から平成31年度までの2か年に、次期スマイルプランへの円滑な移行を考慮し、平成32年度の事業計画も併せて検討する。

計画名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
国の情勢	待機児童解消加速化プラン			子育て安心プラン							
【現】藤枝市総合計画		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6次総合計画				
【現】スマイルプラン	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度		改定版スマイルプランの範囲				
改定版スマイルプラン				第4年度	第5年度	次期計画初年度の位置づけ					
次期スマイルプラン						第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	

4 計画改定の体制



5 策定のスケジュール

- 平成29年6月 素案の検討開始、幼児教育・保育施設等へのヒアリング実施
計画改定方針の報告（市議会、藤枝市子ども・子育て会議）
- 8月 改定案（素案）まとめ
藤枝市子ども・子育て会議に素案提示
- 9月 市議会に計画（案）提示
- 10月 藤枝市子ども・子育て会議計画（案）提示
- 11月 県こども未来課に計画案送付
- 12月 計画案の報告（市議会）
パブリックコメント実施（～1月）
- 平成30年2月 パブリックコメント結果まとめ
- 3月 パブリックコメント結果及び計画確定の報告（市議会、藤枝市子ども・子育て会議）
公表、市民周知

6 対象事業

No.	事業名	H28 実績 (速報値)	H31 目標
1	特定教育・保育施設の整備	1,910 人	2,454 人
2	放課後児童クラブの整備	1,180 人	1,242 人
3	利用者支援に関する事業（保育コンシェルジュ）	1 か所	1 か所
4	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	14,808 人／年	9,800 人／年
5	妊婦に対して健康診査を実施する事業	12,491 回／年	16,086 回／年
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	1,069 人／年	1,149 人／年
7	養育支援訪問事業	59 人／年	50 人／年
8	育児サポーター派遣事業	161 人／年	200 人／年
9	子育て短期支援事業	1 人／年	20 人／年
10	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	7,314 回／年	4,740 回／年
11	幼稚園型一時預かり事業	114,080 人／年	154,437 人／年
12	保育所型一時預かり事業	2,380 人／年	2,200 人／年
13	時間外保育事業（延長保育事業）	556 人／年	721 人／年
14	病児保育事業	4 人／年	480 人／年
15	病後児保育事業	317 人／年	800 人／年
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	9 人／年	未掲載

7 改定の方法

(1) 推計児童数

平成27年及び平成28年の4月1日の計画時の推計値と実績値を比較（要因分析）

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時における人口推計などの既存データの活用

(2) 分析、改定のイメージ

①特定教育・保育施設

推計児童数に支給認定割合を乗じて必要な量の見込みを算出する。

②放課後児童クラブ

利用申込や登録児童・待機児童の実績値の分析、今後のトレンド等を踏まえ、必要な量の見込みを算出する。

③利用者支援に関する事業（保育コンシェルジュ）

実情を踏まえ、他の先進事例等を参考に本市オリジナルの体制を構築する。

④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）、子育て援助活動支援事業

利用実績や今後のトレンド等を踏まえ、必要な量の見込みを算出する。

⑤妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、育児サポーター派遣、子育て短期支援事業

推計児童数、利用実績等、今後のトレンド等を踏まえ、必要な量の見込みを算出する。

⑥幼稚園型・保育所型一時預かり事業、時間外保育事業（延長保育事業）

今後の施設整備計画や今後のトレンド等を踏まえ、必要な量の見込みを算出する。

⑦病児・病後児保育事業

利用実績や今後の施設整備計画等を踏まえ、必要な量の見込みを算出する。

8 参考資料

(1) 子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (省略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第4項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 子ども・子育て支援事業計画に関する国の基本的な指針（抜粋）

第三 子ども・子育て支援事業計画

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(略)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の(一)又は四の二の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。